

プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>1. プロ契約制度</p> <p>1-6 選手の登録数 ([別紙]表-1参照)</p> <p>① プロA選手の登録数</p> <p>(1) 選手登録できるプロA選手は、第2種(ユース)登録選手も含め、クラブ全体で25名以内(以下「25名枠」という)とする。</p> <p>(2) 外国籍選手は「25名枠」の対象とする。ただし、外国籍のアマチュア選手及びプロC選手は除く。</p> <p>(3) AFCチャンピオンズリーグに出場するクラブは、当該年度に限り、プロA契約選手の「25名枠」を「27名枠」とする。</p> <p>1-6-2 ホームグロウン制度</p> <p>① ホームグロウン選手の定義</p> <p>12歳の誕生日を迎える年度から21歳の誕生日を迎える年度までの期間において、特定のJクラブの第1種、第2種、第3種又は第4種チームに登録された期間(以下、本条において「育成期間」という。)の合計日数が990日(Jリーグの3シーズンに相当する期間)以上である選手を、本条において当該Jクラブのホームグロウン選手という。</p> <p>② ホームグロウン選手の登録義務</p> <p>Jクラブの第1種チームは、当該シーズンの初回の登録ウインドーの終了日(以下、「カウント基準日」という。)において、次に定める人数以上のホームグロウン選手を登録していなければならない。</p> <p>2019年シーズン J1:2名 J2/J3:0名</p>	<p>1. プロ契約制度</p> <p>1-6 選手の登録数 ([別紙]表-1参照)</p> <p>① プロA選手の登録数</p> <p>(1) 選手登録できるプロA選手は、第2種(ユース)登録選手も含め、クラブ全体で25名以内(以下「25名枠」という)とする。</p> <p>(2) 外国籍選手は「25名枠」の対象とする。ただし、外国籍のアマチュア選手及びプロC選手は除く。</p> <p>(3) AFCチャンピオンズリーグに出場するクラブが選手登録できるプロA選手の人数の上限は、<u>Jリーグの理事会において決定する。</u></p> <p>1-6-2 ホームグロウン制度</p> <p>① ホームグロウン選手の定義</p> <p>12歳の誕生日を迎える年度から21歳の誕生日を迎える年度までの期間において、特定のJクラブの第1種、第2種、第3種又は第4種チームに登録された期間(以下、本条において「育成期間」という。)の合計日数が990日(Jリーグの3シーズンに相当する期間)以上である選手を、本条において当該Jクラブのホームグロウン選手という。</p> <p>② ホームグロウン選手の登録義務</p> <p>Jクラブの第1種チームは、当該シーズンの初回の登録ウインドーの終了日(以下、「カウント基準日」という。)において、次に定める人数以上のホームグロウン選手を登録していなければならない。</p> <p>2019年シーズン J1:2名 J2/J3:0名</p>	<p>来年度からの同大会の開催時期変更に伴う変更</p>

2020年シーズン J1：2名 J2/J3：0名  
2021年シーズン J1：3名 J2/J3：0名  
2022年シーズン J1：4名 J2/J3：1名  
2023年シーズン J1：4名 J2/J3：2名  
2024年シーズン J1：4名 J2/J3：2名  
2025年シーズン以降： 別途定める

③ ホームグロウン制度の不遵守

Jクラブの第1種チームが、カウント基準日において前項に定める人数のホームグロウン選手を登録しなかった場合、翌シーズンにおいて当該チームが登録できるプロA選手の数（本規則1-6①に定める）は、前項に定める人数に満たない人数分減じられるものとする。

④ ホームグロウン制度に関する特記事項

- (1) 選手が期限付移籍する場合、当該期限付移籍された期間については、期限付移籍元のJクラブの育成期間に算入されるものとし、期限付移籍先のJクラブの育成期間には算入されない。
- (2) 特別指定選手制度により、他のチームに登録しながらJクラブの第1種チームの試合に出場することが認められる場合、これらの期間は当該Jクラブの育成期間には算入されない。
- (3) カウント基準日において期限付移籍中の選手は、本条②に定める登録義務との関係では、期限付移籍先のJクラブのホームグロウン選手としてカウントされるものとし、期限付移籍元のJクラブのホームグロウン選手としてカウントされない。

2020年シーズン J1：2名 J2/J3：0名  
2021年シーズン J1：3名 J2/J3：0名  
2022年シーズン J1：4名 J2/J3：1名  
2023年シーズン J1：4名 J2/J3：2名  
2024年シーズン J1：4名 J2/J3：2名  
2025年シーズン以降： 別途定める

③ ホームグロウン制度の不遵守

Jクラブの第1種チームが、カウント基準日において前項に定める人数のホームグロウン選手を登録しなかった場合、翌シーズンにおいて当該チームが登録できるプロA選手の数（本規則1-6①に定める）は、前項に定める人数に満たない人数分減じられるものとする。ただし、当該クラブがJリーグの会員でなくなった場合はこの限りではない。

④ ホームグロウン制度に関する特記事項

- (1) 選手が期限付移籍する場合、当該期限付移籍された期間については、期限付移籍元のJクラブの育成期間に算入されるものとし、期限付移籍先のJクラブの育成期間には算入されない。
- (2) 特別指定選手制度により、他のチームに登録しながらJクラブの第1種チームの試合に出場することが認められる場合、これらの期間は当該Jクラブの育成期間には算入されない。
- (3) カウント基準日において期限付移籍中の選手は、本条②に定める登録義務との関係では、期限付移籍先のJクラブのホームグロウン選手としてカウントされるものとし、期限付移籍元のJクラブのホームグロウン選手としてカウントされない。

適正化

## 2. 登録

### 2-1 本協会への登録

#### ⑫ 登録ウインダーの例外

- (1) ⑪にかかわらず、登録ウインダーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインダー終了後においても登録されることができるものとする（「登録ウインダーの適用例外に関する申請書」（書式H-1）により本協会に申請）。
- (2) ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されているいずれかのゴールキーパーの選手が怪我等の特別な事情により試合に出場することができない場合において、所属リーグが認めた場合は、⑪にかかわらず、登録ウインダー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインダーの適用例外に関する申請書」（書式H-2）により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする。）。なお、所属リーグの承認後、特別な事情により試合に出場することができない当該ゴールキーパー選手の登録は速やかに抹消されなければならない。
- (3) 以下のイからハに定める全ての条件を満たす期限付移籍（「育成型期限付移籍」）については、⑪にかかわらず、登録ウインダー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインダーの適用例外に関する申請書」（書式H-3）により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする）。
- イ. 23歳以下の日本国籍を有する選手の期限付移籍であること（選手の年齢は、当該登録年度の2月1日の前日における満年齢とする）
- ロ. 当該期限付移籍契約の途中解約に関して移籍元チーム、移籍先チーム及び当該選手の三者が予め合意

## 2. 登録

### 2-1 本協会への登録

#### ⑫ 登録ウインダーの例外

- (1) ⑪にかかわらず、登録ウインダーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインダー終了後においても登録されることができるものとする（「登録ウインダーの適用例外に関する申請書」（書式H-1）により本協会に申請）。
- (2) ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されているいずれかのゴールキーパーの選手が怪我等の特別な事情により試合に出場することができない場合において、所属リーグが認めた場合は、⑪にかかわらず、登録ウインダー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインダーの適用例外に関する申請書」（書式H-2）により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする。）。なお、所属リーグの承認後、特別な事情により試合に出場することができない当該ゴールキーパー選手の登録は速やかに抹消されなければならない。
- (3) 以下のイからハに定める全ての条件を満たす期限付移籍（「育成型期限付移籍」）については、⑪にかかわらず、登録ウインダー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインダーの適用例外に関する申請書」（書式H-3）により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする）。
- イ. 23歳以下の日本国籍を有する選手の期限付移籍であること（選手の年齢は、当該登録年度の2月1日の前日における満年齢とする）
- ロ. 当該期限付移籍契約の途中解約に関して移籍元チーム、移籍先チーム及び当該選手の三者が予め合意

していること

ハ. 移籍元チームのリーグより下位のリーグのチームへの期限付移籍であること

(4) 本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム（Ｊリーグ又はＪＦＬの第１種チーム）の選手として試合に出場する場合（特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等）は、⑪の適用対象とはならない。

12. 改正

していること

ハ. 移籍元チームのリーグより下位のリーグのチームへの期限付移籍であること

(4) その他FIFAが承認した場合は、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることがきるものとする。

(5) 本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム（Ｊリーグ又はＪＦＬの第１種チーム）の選手として試合に出場する場合（特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等）は、⑪の適用対象とはならない。

12. 改正

2023年 1月19日

適正化（女子プロサッカー選手規則も同様）